

会議録

会議の名称	令和5年度 本庄市情報公開審議会
開催日時	令和5年8月8日(火) 午前 ・午後 10時00分から 午前 ・午後 10時30分まで
開催場所	本庄市役所5階 501会議室
出席者	(委員) 門倉 道雄委員、巴 高志委員、木村 瞳子委員、久保田 俊雄委員 明堂 純子委員、保岡 哲也委員、森重 利枝子委員 (事務局) 三森行政管理課長、薄根行政管理課長補佐、村松主任
欠席者	目黒 貴史委員
議題 (次第)	1. 審議会の公開について 2. 令和4年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況(報告)
配付資料	1. 次第 2. 委員名簿 3. 本庄市情報公開審議会条例 4. 個人情報保護委員会が作成したパンフレット 5. 資料1 令和4年度情報公開制度の実施状況、個人情報保護制度の実施状況 6. 資料2 令和4年度 情報公開 公開内容
その他特記事項	
主管課	総務部行政管理課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局 (三森課長)	<p>定刻となりましたので、ただいまより本庄市情報公開審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日は公私ともにお忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日、進行を務めさせていただきます行政管理課長の三森と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、巴会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
巴会長	<p>皆様、改めまして、こんにちは。会長を務めます、本庄市議會議員の巴でございます。猛暑の中、情報公開審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日も慎重審議で、そしてスムーズな運営を目指しておりますので、ぜひご協力をよろしくお願ひいたします。</p>
事務局 (三森課長)	<p>ありがとうございました。続きまして、会議の成立についてご報告いたします。</p> <p>本審議会は、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、ただいまの出席は8名中7名でございます。よって、定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、会議録につきまして、全文筆記の形で作成し、後ほどお諮りいたしますが、公開について皆様からの異議がないようでしたら、市のホームページで公開する予定となっております。正確性を期すために録音させていただきますので、ご了承のほどお願い申し上げます。</p> <p>また本日、傍聴希望者はおりませんでしたので、ご報告いたします。</p> <p>最後に、資料の確認をさせていただきます。資料はお手元に配布させていただいております。</p> <p>1. 次第 2. 委員名簿 3. 本庄市情報公開審議会条例 4. 個人情報保護委員会が作成したパンフレット 5. 資料1 令和4年度情報公開制度の実施状況、個人情報保護制度の実施状況 6. 資料2 令和4年度 情報公開 公開内容</p> <p>以上、6種類となってございます。不足等がございましたら、お申し付けください。よろしいでしょうか。</p>

	<p>続きまして、委員の交代がございましたので、ここでご紹介させていただきます。</p> <p>令和3年6月より委員を務めていたとしておりました新井肇様が令和5年3月末をもって東富田自治会長を退任されたことにより、令和5年6月6日より、新田原自治会長であります久保田俊雄様に、当審議会の委員として委嘱しております。久保田委員、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
久保田委員	久保田です。よろしくお願ひします。
事務局 (三森課長)	なお、事務局の総務部行政管理課の職員にも異動がありましたので、改めて紹介させていただきます。
薄根課長補佐	行政管理課文書係の薄根と申します。よろしくお願ひいたします。
村松主任	同じく文書係の村松と申します。よろしくお願ひいたします。
事務局 (三森課長)	<p>以上でございます。</p> <p>議事に入る前に、本審議会の名称と役割につきまして一部変更がございましたので、少しお時間をいただきまして、私の方からご説明申し上げます。</p> <p>令和5年3月末までは「情報公開・個人情報保護審議会」でございましたが、令和5年4月からは「情報公開審議会」となってございます。</p> <p>この変更につきましては、個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、個人情報保護条例の廃止と、国が設置しております個人情報保護委員会が個人情報に関する取扱いに関して一括して管理することとなつたためでございます。</p> <p>なお、この変更に関する条例改正につきましては、令和5年第一回定例会でご議決いただいたものでございます。</p> <p>本審議会でございますが、諮問をさせていただく内容につきましては、情報公開に限ったものになったものでございますが、情報公開制度と個人情報保護制度は切っても切れないものでございますので、本日の議事にもございますように、これまで同様、件数の報告もさせていただきますし、委員の皆様からも何かございましたら、ご質問等をいただければと思います。本審議会の根拠である改正後の「本庄市情報公開審議会条例」、また、個人情報保護委員会が作成いたしましたパンフレットにつきまして、お手元に配布してございますので、後ほどご確認いただければと思います。本審議会の変更につきましては、以上でございます。</p> <p>ご質問、ご不明な点等はございますか。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。</p> <p>この後の進行につきましては、巴会長にお任せをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
巴会長	それでは、これより議事を進行させていただきます。

	<p>それでは、まず議事1 審議会の公開についてお諮りいたします。この点につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (三森課長)	<p>当審議会の行う調査審議の手続は、出席委員の過半数で非公開の議決したときを除き、公開することとなっております。</p> <p>本日の案件につきましては、特に非公開にすべき事項はございません。以上でございます。</p>
巴会長	<p>委員の皆様、公開に異議はございませんでしょうか。</p> <p>(委員全員「異議なし」)</p> <p>それでは、異議がないということなので、本日の審議会は公開することといたしました。</p> <p>次に、本日、この審議会へ報告事項が1点ございます。</p> <p>議事2として「令和4年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況」について事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>なお、質疑につきましては、事務局からの説明の後によろしくお願ひいたします。</p>
事務局 (村松主任)	<p>それでは、議事の2「令和4年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況」についてご報告させていただきます。</p> <p>事前資料として開催通知と一緒に送付いたしました資料1「令和4年度情報公開制度の実施状況、個人情報保護制度の実施状況」、資料2「令和4年度 情報公開 公開内容」をご覧ください。</p> <p>資料は皆様、お手元にございますでしょうか。</p> <p>まず、情報公開制度の実施状況からご説明させていただきます。資料1の1ページ上段、受付件数の「請求」欄をご覧ください。</p> <p>令和4年度中、市長をはじめ、すべての実施機関に対して合計「59件」の情報公開請求がございました。こちらの件数につきましては、1件の請求に対して複数課が情報担当課となるような場合でも、同一実施機関毎に1件として計上しております。</p> <p>公開請求に対する決定内容等といたしましては、全部公開が41件、部分公開が35件、非公開が0件、不存在が8件、存否応答拒否が0件、取下げが1件、合計85件となっております。</p> <p>なお、1件の請求に対して複数課が情報担当課となったもの、あるいは複数の公文書を対象として異なる決定が行われたものがあるため、決定内容等の件数が請求受付件数よりも多くなっております。</p> <p>続きまして、請求欄の右側にございます「申出」についてご説明いたします。この申出という手続きでございますが、情報公開請求により、すでに公開決定等された公文書の公開と、合併前の旧本庄市及び旧児玉町か</p>

ら継承された公文書の公開が対象となるものでございます。これらにつきましては、情報公開請求ではなく、申出という形で公開する制度でございまして、令和4年度はすでに公開決定等された公文書の公開が1件ございました。

2ページに移りまして、1番の「情報公開内容の種類別件数について」でございますが、工事設計書に関する文書が多い状況となっておりますが、多種多様な請求が増えたことから「その他」の文書が増えている状況です。

なお、こちらの詳細につきましては、後ほど資料2の公開内容一覧をご確認ください。

2番の情報公開の部分公開、非公開理由の内訳件数でございますが、情報公開請求に対する非公開理由につきましては、個人に関する情報と法人等に関する情報が多い状況でございます。

3番の審査請求の状況ですが、令和4年度に本庄市長に対して、1件の審査請求がございました。

次に個人情報保護制度の実施状況でございます。1ページにお戻りいただきまして、下段をご覧ください。

令和4年度は合計「24件」の請求がございました。決定内容等といしましては、全部開示が2件、部分開示が18件、不開示が0件、不存在が3件、存否応答拒否が0件、取下げが1件、合計24件となっております。

なお、個人情報の訂正、削除及び利用・提供の停止に関する請求はございませんでした。

3ページに移りまして、4番の「個人情報開示内容の種類別件数について」でございますが、身体障害や精神障害の診断書・意見書の開示請求が多くございました。開示請求された件数のうち、約6割が身体障害や精神障害の診断書・意見書の開示となっております。

5番の個人情報開示の部分開示、不開示理由の内訳件数でございますが、開示請求者以外の個人に関する情報が最も多くなっております。

6番の審査請求の状況ですが、令和4年度は処分に対する審査請求はありませんでした。

4ページに移りまして、7番の情報公開・個人情報保護審議会の開催状況でございますが、令和4年度中に1回開催しております。内容につきましては、4ページの会議内容のとおりでございます。

8番の行政不服審査会の開催状況でございますが、令和4年度中に審査会の開催はございませんでした。

令和4年度の情報公開・個人情報保護制度の実施状況についての報告は以上でございます。

巴会長	ただいまの事務局からの報告に対して、委員の皆様より何かご質問はございますか。ありましたら挙手をお願いいたします。
明堂委員	今の説明にもありましたが、令和4年4月7日ですが、非常電源について同じ主題の請求のように見えますが、知りたい時はいちいち全部、課ごとに全部出さないといけないということですか。非常電源がどうなっているかということの請求ですよね。法律の建付けがそういうシステムなのですか。
事務局 (村松主任)	こちらは、請求自体は1件の請求になっていますが、それを保有している課が複数課存在することで、件数の報告としては1件ずつとしています。
明堂委員	聞く方はまとめて聞けるわけですね。分かりました。報告が課ごとにするから、こういう風になるということですね。
事務局 (村松主任)	保有する課を調査しまして、全ての課が決定しているような報告になります。
明堂委員	4月18日も同じような感じですよね。これは空調設備ですが、内容が違うのでしょうか。8、9、10です。
事務局 (村松主任)	これは同日で、1件ずつ異なる工事です。
明堂委員	では、聞く方はそんなに大変ではないですね。課ごとに返答は来るけれども、出す方は書類を何枚も書くということはないということですね。
事務局 (村松主任)	はい。請求書1枚に書いていただければ。
明堂委員	はい。わかりました。
巴会長	他に、何かご質問ある方はいらっしゃいますか。
門倉委員	資料2の公開内容の方まで質問してよろしいですか。学校のテストの関係で13、14です。これはもちろん、生徒の名前等は伏せて出すという形ですよね。
事務局 (村松主任)	テストの結果では無く、テストに使用された答案用紙と言いますが、何も記載されていないものが対象となっております。
門倉委員	そういうことですか。では、テストの結果ではないんですね。どういう問題が出たかということですね。
事務局 (村松主任)	結果では無く、テストに使用された用紙そのものの請求です。
森重委員	それに付随してですが、なぜ開示を求めているのかを知りたいのですが。
事務局 (村松主任)	13、14のテストのことについてということでよろしいですか。
森重委員	他を見ても、求めていない学校もあるわけですよね。

事務局 (三森課長)	<p>情報公開請求に関しましては、どなたでも出来るというのが仕組みになつております。基本的には理由は問わないということになつておりますので、どなたが請求したということも公にはしないものになつております。請求内容はこういう形でオープンに出来ますが、仕組みとすれば理由は問いませんので、個人の方だったり、業者の方が請求されることも当然ございますが、興味本位で請求される方も中にはいらっしゃいます。当然支障があると言いますが、恣意的に役所側が隠すということは基本的には出来ませんが、本当に出してはいけない情報が載っていた場合には部分公開という形になりますので、問題ない形で市民の皆様と共有している財産でございますので、出来るだけ公開する形としております。</p> <p>なぜ、というところはどうしても出てきてしまうとは思いますけれども。</p>
森重委員	はい。わかりました。
巴会長	他に何かご質問のある方はいらっしゃいますか。
門倉委員	33～36で、議会でもすごく話題になった件ですが、これもやはり誰が請求したか分からぬ、何に使ったのかも分からぬということですね。
事務局 (三森課長)	<p>議会の方に議案として出させていただいた内容ですけれども、これに関する内部的なものはどういうものがあるのか、ということが大きな公開の趣旨ですので、どなたかということはお答え出来ませんが、疑問に思ったことについては、どなたでも請求出来る仕組みになつております。請求がある場合は行政管理課が窓口になって受付をいたします。当然請求者はどういう文書があるのかということをご存じない状況が多いですで、そこは行政管理課の窓口で請求書を受け付ける時に「どういう文書が見たいのか」というのは出来るだけ詳細にお聞きして齟齬が無いように確定する作業をしております。そこには問題が無いようにしております。文書を持っている課が不明の場合には少しお時間をいただくこともありますが、なるべく速やかに概ね2週間程度で公開できるように努めているところでございます。</p>
門倉委員	和解なので、相手業者等を黒塗りにしてよいのか。どういう形で公開したのか。
巴会長	今ここで回答できなければ、委員の方に後日御回答ください。
事務局 (村松主任)	確認してお答えいたします。
巴会長	それでよろしいですね。
門倉委員	はい。
巴会長	他に何かご質問ございますか

	ないようでしたら、本日の議事を終了いたします。議事進行につきましては、皆様のご協力をいただきまして誠に感謝申し上げます。本日の議長の任をこれで降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局 (三森課長)	<p>委員の皆様、ご審議いただきありがとうございました。また、議長を務めていただきました巴会長には、感謝申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>なお、現時点におきまして、審議会への諮問案件は未定でございます。開催する際には、開催のご連絡を開催日の概ね1ヶ月前に行いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>この場をお借りいたしまして、委員の皆様へお知らせをさせていただきます。</p> <p>職員を対象といたしました情報公開研修を、令和5年10月24日火曜日に予定しております。情報公開制度について、その法的仕組みと運用に関する基礎的な内容となっております。もし委員の皆様におかれまして、ご参加いただける場合には、行政管理課文書係までご連絡をいただければ、詳細についてお知らせさせていただきます。場所は本庁舎の6階が会場でございます。時間は午前午後の2回、同じ内容を実施する予定で、一回がだいたい2時間程度の研修となっております。</p>
明堂委員	講師はどういう方ですか？
事務局 (三森課長)	講師は第一法規株式会社にお願いしております、第一法規が選んだ講師となります。現時点では未定です。ご不明な点等はお問い合わせいただければ、ご説明させていただきます。
明堂委員	参加したい場合は、そちらに連絡をしたらいいですか？
事務局 (三森課長)	行政管理課文書係までご連絡いただければと思います。
巴会長	職員対象ですか。
事務局 (三森課長)	基本的には職員を対象としております。
明堂委員	審議会のメンバーは勉強してもいいということですか。
巴会長	積極的に、ぜひ勉強してください。今後もありますので。
事務局 (三森課長)	ご興味がございましたら、ぜひご参加ください。
明堂委員	分かりました。
事務局 (三森課長)	<p>全体を通して、何かご質問等ございますでしょうか。</p> <p>資料等をご覧になっていただいて、ご不明な点等ございましたら、行政管理課までご連絡いただければと思います。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして、保岡副会長からご挨拶を頂戴したいと思います。副会長、お願ひいたします。</p>

保岡副会長

それでは以上をもちまして、本庄市情報公開審議会を閉会いたします。
今後ともご協力をよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

令和 5 年 9 月 6 日

本庄市情報公開審議会 会長

巴 高志